

(証券コード：8967)

平成28年6月7日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 川島 高之

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成28年6月22日（水曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
ベルサール神保町アネックス（住友不動産千代田ファーストウイング1階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://8967.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった現行規約第31条第6項を削除するものです。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）の改正により特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。）に該当する資産が追加されたことに伴い、公共施設等運営権を本投資法人の投資対象として追加するため、規約第32条第4項第15号を新設するものです。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託され得ることを明確にするため、現行規約第41条第3項について必要な字句等の修正を行うものです。
- (4) その他、投信法の改正の施行により不要となった現行規約第42条の削除を行うとともに、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条 (投資態度)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。)</u>第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が<u>100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>7. (記載省略)</p> <p>第32条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産等資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 当事者の一方が相手方の行う不動産等資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)</p>	<p>第31条 (投資態度)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>第32条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産等資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 当事者の一方が相手方の行う不動産等資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(<u>相手方が当該資産に直接投資するもののほか、当該資産への投資のための特別目的会社を通じて間接的に投資するものを含み、</u>以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>(11) (記載省略)</p> <p>(12) (記載省略)</p> <p>(13) (記載省略)</p> <p>(14) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>第39条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。</u>）の金額とする。</p>	<p>(3) (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. 本投資法人は、不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>(11) (現行のとおり)</p> <p>(12) (現行のとおり)</p> <p>(13) (現行のとおり)</p> <p>(14) (現行のとおり)</p> <p><u>(15) 公共施設等運営権（投信法施行令第3条第12号に定めるものをいう。）</u></p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>第39条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。）の金額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>
<p>第41条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>第41条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、<u>新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p>
<p><u>第42条 (改正の効力発生)</u></p> <p><u>第8条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>	<p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員川島 高之から、本投資主総会終結の時をもって辞任する旨の申出があったため、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成28年5月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条の定めにより、平成28年6月22日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
たな はし けい た 棚 橋 慶 太 (昭和38年12月30日)	昭和61年4月 株式会社日本興業銀行 平成14年4月 みずほ証券株式会社 平成18年2月 三井物産株式会社 平成19年2月 同 金融商品部 投資商品室長 平成20年4月 同 アセット・マネジメント部 投資商品室長 平成21年1月 同 商品市場部 平成21年9月 同 商品市場部 企画管理室長 平成23年3月 ジャパンオルタナティブ証券株式会社 平成23年5月 同 代表取締役社長 平成26年4月 アジア・大洋州三井物産株式会社 業務部 内部統制室長 平成27年4月 同 業務部 戦略企画室 平成28年3月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 顧問 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、平成28年6月21日付で本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長に就任する予定です。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。なお、本投資主総会終了後遅滞なく、金融庁長官に対し、金融商品取引業者の取締役についての金融商品取引法第31条の4に基づく兼職の届出を行う予定です。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、庄司 晃基を第一順位、伊藤 清広を第二順位とします。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成28年5月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	しょう じ こう き 庄 司 晃 基 (昭和47年9月21日)	平成8年4月 三井物産株式会社 平成16年4月 株式会社トライネット 平成18年6月 Mitsiam Tri-Net Logistics Co., Ltd. 平成19年6月 三井物産株式会社 平成26年12月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 平成27年1月 同 取締役 平成27年7月 同 取締役財務企画部長（現在に至る）
2	い とう きよ ひろ 伊 藤 清 広 (昭和36年12月11日)	昭和57年4月 朝日熱学工業株式会社 昭和63年2月 新日本空調株式会社 平成20年10月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 平成21年1月 同 運用管理部長（現施設管理部長） （現在に至る）

- ・上記補欠執行役員候補者庄司 晃基は、本投資法人の投資口を所有しておりません。上記補欠執行役員候補者伊藤 清広は、本投資法人の投資口1口を所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者庄司 晃基は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役財務企画部長、伊藤 清広は同社の施設管理部長であります。その他、各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員須藤 鷹千代、荒木 俊馬及び東 哲也の3名から、新執行役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出が夫々よりありましたので、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条の定めにより、平成28年6月22日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	須藤 鷹千代 (昭和18年11月5日)	昭和43年11月 日本土地建物株式会社 昭和54年5月 株式会社第一鑑定法人 代表取締役社長 昭和56年2月 第一恒産株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 平成12年6月 株式会社鑑定法人エイ・スクエア 代表取締役社長 平成21年5月 同 会長（現在に至る） 平成21年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	荒木 俊馬 (昭和25年2月1日)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和56年4月 大野忠男法律事務所 昭和60年8月 荒木・小林法律事務所 平成12年9月 まほろば法律事務所（現在に至る） 平成21年6月 株式会社サザビーリーグ 監査役（現在に至る） 平成26年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
3	東 哲也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成17年2月 本投資法人 監督役員（現在に至る） 平成27年12月 メルコメテックス株式会社 代表清算人（現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 監督役員候補者須藤 鷹千代、荒木 俊馬及び東 哲也は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町 2-36-1
ベルサール神保町アネックス (住友不動産千代田ファーストウイング 1階)
お問い合わせ先 03-3346-1396 (代表)



【交通】

- 半蔵門線・新宿線・三田線「神保町駅」 A2番出口 徒歩2分
- 東西線・半蔵門線・新宿線「九段下駅」 5番出口 徒歩5分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないよう
お願い申し上げます。